

野田区祭組

土屋 公照

亀川内竈に鎮座する八幡竈門神社三の鳥居に、明治三十九年・野田区祭組と寄進者が記されている。「野田区祭組」とはどんな組織か考えてみたい。

史料として文化十一年（一八一四）・天保三年（一八三二）の「竈門宮祭田并祭座順番帳」がある。この祭田の成立を資料により考察する。

一 神田（字通り山・地獄田）

明治二十九年の「祭座改革諸記録」に、元和年間石川主殿守殿検地の時、余地を藤左衛門の周旋で貰い受けたとある。元和二年（一六一六）美濃国大垣城主石川忠総が、大坂の役後の加増で豊後日田・玖珠・速見（小浦村、小坂村、亀川村、古市村、平田村、野田村）六万石の領主として入部しているので、この時の検地であろう。神田の字名が「通り山・地獄田」とあるごとく、収穫の無い荒地と検地役人が判断したのだろうか、維新まで無年貢地であったという。維新後三十年たらずの記録であ

るので間違い無いと考えられる。無年貢のままでの経営は他との兼ね合いもあり困難がともなう。当時（元和年間頃）藤左衛門をはじめ関わりのあった人たちが宮座をつくり、字通り山及び地獄田を「神田」と呼び収穫をもって祭りをひらき、竈門八幡神を依りしろである葉竹（おはけ）に勧請し祭典を執行したのだろう。

一 フイガ城（山田新開）

天保三年の「竈門宮祭田并祭座順番帳」によると、文政三年に神官（じんがと読み、神家とも書く。宮座員をさし神主の補佐役。野田村の場合は、隠田を神田と称し神田よりの収穫をもって年々氏神竈門八幡を勧請し祭典を実施する。この関係者で宮座が成立し、座員が交替で座前を勤めている。この宮座関係者を神官という。神社の司祭者を「しんかん」と呼称したのは、「官」の字があるごとく国家神道になった明治からである。中が開墾したとあるが、文化十一年の順番帳には記載がない。神田のみの収穫で祭典をしていたのだろう。

下夕 山田新開

一米 壺斗五升

但文政三辰神官中世話致 右新開出来ニ付同五年
年の神官良七引受年々とも増減なしニ小作米壹斗
五升宛祭座本取差出候旨申極候

山田新開

一米 三升

七升 天保五年より五ヶ年季

但文政三辰右同断米三升ッッ相定候処地味立直り
候ニ付 天保五年より米七升定相極湯山与三治小作
致候

一 八十浪

天保三年の順番帳に、神官逸平（野田村後藤庄屋）・
専右衛門・助之丞・与兵衛・良七の五人で買い求めて
いる。

一米 六斗

種利米

一同

八十浪助三郎名一反式歩与兵衛小作但下田

七畝廿三步高七斗七升六合七勺 右田地天保三

辰年神官逸平専右衛門助之丞与兵衛良七五人四

錢六百目出銀致 田地相調粉種式斗も五人より差
出永々御神座無滞相勤候様申極候 尤右田地中
村孫右衛門引受小作増減なしニ相定申候

文化十一年の順番帳に逸平・専右衛門・吉左衛門・善
右衛門・与兵衛の五人で、この年より毎年一人式升合
計一斗の米を出しあって貸し付けに廻し、元利とも神
田購入費用にするとあるので、この積み立て金でもっ
て字八十浪を購入したことがわかる。

文化十一年ごろまでの祭典費用は、神田の収穫のみで
実施している。天保三年ごろより神田にフィガ城・八十
浪の収穫も加え祭典費用とし大規模な祭りとなっている。
野田村庄屋後藤逸平が出した内竈門村庄屋吉良忠左衛門
宛ての祭座参加要請の史料がある。庄屋を筆頭に竈門八
幡宮の神宮寺、社人の大宮司、式部、をはじめ合計二十
四人の名が書かれ大人数による祭典になっている。

（注）文政十一年の長帳の表右上に「式」とあり、天
保三年には「三」とあるので、明治二十九年以前には
「壹」の史料があったと考えられる。

資料① (表表紙) 縦二五センチ・横一七センチの袋と

じ、厚紙

明治式拾九年以降

八幡竈門神社祭典

御神座ニ係ル重要諸書類綴込

御越町野田區祭組

(中表紙)

明治廿九年度

祭座改革諸記録

野田區祭組

記録 (野線入り用紙・原文のママ)

一 抑^{そも}当祭座ノ儀ハ往古ヨリ格式習慣アリトイエドモ

一新以来時政ノ変遷ニ從ヒ数回ノ改革ヲ行ヒ僅ニ旧

式ノ存スルノミ 尤モ往昔ノ記録ハ完備セサルモ文

化十一年度及天保三年度并ニ明治十六年度ノ帳簿存

在スルヲ以テ 略往事ヲ推考スルニ足ル組合人名ノ

引合サルハ 後藤健太郎及恒松助藏ノ祖先断絶ノ時

期アリ又加藤清ノ祖先中古加入スルニ原因ス

一 祭田字八十浪ノ儀ハ 旧記ノ通り天保三年度後藤逸

平(泰義祖先)後藤専右衛門(舜一祖先)恒松助之

丞(助藏祖先)恒松與兵衛(弁次郎祖先)恒松良七

(早太郎祖先) 右ノ五名ヨリ地代ヲ出金シテ買求

メ 字ファイガ城ノ儀ハ文政三年度神官中ヨリ出夫開

墾ス 字通り山及地獄田ノ如キハ元和年間石川主殿

守殿檢地ノ節助藏祖先藤左衛門ノ周旋ヲ以テ 元野

田村檢地ノ余歩ヲ神田ニ貰受ケ「其証拠ハ字神田ト

唱ヘ一新マテ無税地ナリ」有志者ヲ組合ヒ祭典ヲ開

始ス 該ノ確証ハ全家ニ保存アリシモ転宅ノ際遂ニ

紛失ス

一 明治廿九年度ニ至リ突然野田區人民ヨリ祭組祭典ヲ

区内一般ニ執行致シ度旨協議アリ「其趣意ハ地所成

立ノ如何ヲ弁ヘズ所有權祭組共有地ニアルヲ不服ノ

故ナリ」其趣意甚タ不都合ニ付篤^{たく}ト理由弁明ノ上毎

年旧十月十三日野田区内ハ神酒披露致シ来ル分祭座

ノ手数ヲ背^はキ 字八十浪田壹反壹畝拾八歩及字フイ

ガ城三畝式拾七歩合計反別壹反四畝拾五歩ヲ区内ニ

譲リ与ヘ組限りノ祭典トシ的^{てき}宜神酒披露スル事ニ決

定ス 尚後年ニ至リ違存ナキタメ区内ヨリ書類ヲ差

出サシム

一 前条ノ變動ハ祭組改革ノ好時期到来ニ付協議上別紙

ノ通り七嶋田壹反壹畝拾八歩ノノ内壹畝式拾歩此小
 作金三円八銭及通り山田小作米四斗ヲ毎年祭典費ニ
 備置キ 残反別九畝式拾八歩明治三十年度ヨリ来ル
 三十六年度マデ向七ヶ年相渡シ此前小作金八拾九
 円九拾六銭 外ニ式拾九年度小作入上金拾円四拾四
 銭合計金壹百四拾銭ヲ以テ氏神竈門八幡神社エ該金
 相当ノ石鳥居ヲ建築奉納スル事ニ決定ス 備金預リ
 人ハ建築ノ時マデ月壹歩ノ利子ヲ加算スルモノトス
 前条改革ニ付テハ明治三十年度ヨリ来ル三十六年度
 迄七ヶ年間「祭組壹周」毎年旧十月十日神座入費備
 金相当ノ祭典ヲ執行シ 旧十三日大座ハ区内組祭ニ
 属ス 尤神官ハ組内一同ニ列スルモノトス

右之通今般協議濟之上決定相違無之候也

右祭組

明治廿九年陰曆十月十日

加藤 清 印

後藤 舜一 印

恒松 助蔵 印

後藤 泰義 印

後見人代印 舜一 印

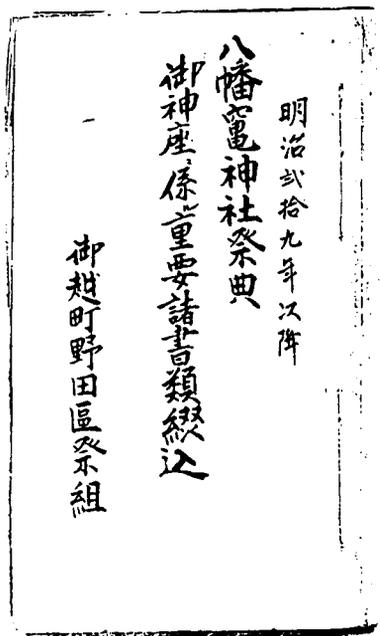
後藤 健太郎 印

※ 朱書

相統人(変更)

恒松 早太郎
 恒松 弁次郎

清↓寛、助蔵↓與市、早太郎↓ヤヲ、弁次郎↓喜六
 一ノ出席ナキハ権利ヲ自棄シタルモノトス
 大正七年度協議ノ上組合ヲ除名ス



資料②

確認証書

割印

証券印紙

壹錢

拾式番

速見郡御越町大字野田字八十浪 六百
 一 田壹反壹畝拾八歩

全郡全町大字字ワイガ城 九百壹番

一 田三畝式拾七歩

右二筆ノ地所祭組共有地ニシテ 該所得ヲ以テ貴殿方
順番交代ニテ 毎年旧十月十三日氏神御神酒ヲ区内へ
披露相求来候処 今般協議ノ上前記地所区内へ譲り受
該所得ヲ各戸へ割賦シ組祭卜定メ 毎年全日無滞永々
御神酒披露可致決議之故相違無之候 然ル上ハ其他祭
組共有地ハ古来ヨリ由緒アリテ貴殿方権利アルモノニ
付 区内ニ於テ一切関係無之故確認致候 為後日組惣
代連署一札差入置候処如件

御越町野田區惣代

荒金三喜太 印

草牧福治 印

平島関太郎 印

加藤宇作 印

楠本伊平 印

平上米作 印

神崎三作 印

霜田徳治 印

後藤熊夫 印

全村全区祭組

後藤舜一 殿

全 泰蔵 殿

全 健太郎 殿

恒松早太郎 殿

全 助蔵 殿

全 弁次郎 殿

加藤清 殿

資料③ 明治廿一年度改正

神田反別地価取調書 (略)

資料④ 明治三十年度祭座改正方法 (略)

資料⑤ 明治参拾六年旧九月十三日 集会決議 (略)

資料⑥ 報告書 明治四十一年九月廿七日 (略)

資料⑦ 明治四十二年十二月十二日集会決議録

一 祭組共有地全部ヲ価格金四百参拾円以上ニ時期ヲ

見テ売却スル事ニ決定ス

一 毎年神座費用トシテ金拾円ニ満ツル利子ヲ得ルダ

ケノモノヲ売却代金ヨリ引キ去リリ基本財産ニ積

ミ置ク事ニ決定ス

一 字ウリヲ山林一ヶ所ヲ事情ニヨリ後藤舜一ヨリ祭

座組共有地ニ名換スル事ニ承諾決定ス

但シ時日ヲ期シテ其ノ山林境界ヲ立合見分スル事

ニ決ス

一 毎年神座定日ヲ拾貳月拾日ニ執行スル事

右之通決定相違無之候也

後藤健太郎

加藤 清

恒松 喜六

後藤 舜一

恒松 與市

資料⑩

文化 十一年

野田村

竈門宮御祭田并祭座順番帳

申 十月

神官中

覚

資料⑧ 御神座備金百円ニ対スル利子ノ決算

(略)

明治四十三年より大正六年

資料⑨ 大正九年十月十日集会

決議書

出席

恒松 喜六

後藤 舜一

後藤 泰義

恒松 與市

加藤 寛

破損

(付箋)

此分近來開添

藤左エ門作ニ相成る

一定米式斗五升

神田

平稲田尻

一 七嶋田壹畝貳歩

一 前記出入協議授受相済従前之通り元金壹百円

代拾貳匁壹分五厘

但壹畝ニ付四拾文錢拾貳匁分五厘宛

資料⑩

天保 三年

尻藪田

竈門宮御祭田并祭座順番帳

一 同拾六步

壬辰 十月改 野田村

代六匁壹分

神官中

不替田水口一南

(以下省略)

一 本七嶋田貳拾八步

(付箋)

資料⑪

明治 五年

代拾四匁

長泉寺前神田ニくくり也

旧十月御神座改革手控

此貳五百六拾文

房吉作

壬申 十月 当番 後藤八郎

此七拾八匁

神官名前

但壹畝ニ付四拾文錢拾五匁宛

(以下 省略)

後藤 八郎

七嶋田合壹反壹畝拾壹步

恒松 助藏

此代四拾文錢百六拾四匁七分四厘

後藤 吉郎

外二

後藤 百太郎

定米貳斗五升

恒松 光治

右者氏神竈門八幡宮十月御祭礼ニ付

恒松 弁次郎

往古御祭田畝步此度立合相改添処

右七人順次事

相違無之候以上

一 十月十日早朝神官永田晋三殿

文化十一年

祠堂土屋内彦殿始保長後藤舞

甲 戌十月

一 殿神官中エ当日案内之事

一 午前十二時出席三人揃候ハハ
相始可申事

(以下 献立、おはけ。小作について記録略)

資料⑬

明治 十六年旧十月

八幡竈門社祭典諸事記録

野田村祭組

一 古来ヨリ濁酒造り来候処本年酒造税則改正ニ付
自用タリ共税金ヲ要シ 且手数相掛リ候ニ付清
酒ニ変更ス依テ格式及肴杯改正スル 左ノ如シ
旧十月十日

一 正午十二時揃之事

但前日案内ヲ成ス 当日神官三名出頭スレハ祭
典ヲ相始ムベシ 尤モ祠官祠掌へ同様案内ヲ成
ス

一 祭田銭小作ハ本日入費ニ充レハ引受之者ハ必ス
持参可致事

当日式

一 門ニ葉竹ヲ立参詣迄縄ヲ張出入ヲ禁ス
一 床上ニ社檀ヲ設ケ献備ヲ成ス
左ノ如シ

神酒 一薦

御供飯 一椀

生魚 一掛

塩水 一薦

昆布 一臺

菓物 一臺

野菜

五臺

外ニ払米及玉串

一 門ニ苙ヲ敷ヲハケニ参詣ス

一 神酒ハ濁酒ヲ甘酒ニ換ヘ献ス

但徳利ヘ壺升入ル事

一 御供大豆三合三勺

一 肴カス漬大根

但サイノメ塩漬大根ニ甘酒ヲ掛ル事

一 門ニ舂糟壺升ヲ三ヶ所ニ分チ置キ菓ニテ輪
ヲ作り残ヲ敷神酒ヲ献スル古例ナリ 亦膳

ニ末ノカサ三ツ乗セ三膳各酒豆大根ヲ備エ

祝詞終リテ神酒披露ス終リテ□ヲ設ケ置ク
遥拝所へ参詣祝詞終リテ席

ニ着ク

(以下 肴献立 本膳部)

旧十三日 式

一 刻限及案内前ノ如シ

一 前日村中毎戸へ案内ヲ成ス但当日午後五時

神酒ヲ出ス事

一 当日別途祭典ナシ

但社社檀献備ヲ成ス前ノ如シ

(以下 献立 神田、七嶋田などの小作

諸買物代)

資料⑭ 明治四十四年十二月改正

郷社御神座諸費当番扣綴込

野田区祭組

諸買物代扣へ、献立扣へ、諸支払扣、

資料⑮ 大正五年 当番 恒松喜六

献立、諸支払扣

資料⑯ 十月十六日

大正七年度御神座諸事扣

当番 後藤舜一

買物扣、オハケノ式ハ古式ニ依ル、賄献立

資料⑰ 大正十五年 当番 恒松喜六

献立、買物、

資料⑱ 昭和三年戊辰十月十日

八幡宮御神座諸事扣引継書

後藤 諦

古式門祭り、献立、買物扣

資料⑲ 昭和七年拾月拾一日 当番 加藤 寛

〃 八年 後藤 諦

〃 九年 恒松 與市

〃 十一年 後藤 泰義

〃 十二年 恒松 喜六

終わりに

十一月七日別府市の文化財調査員の研修視察で福岡市
に行った時、別府史談の編集をしている小玉先生から原
稿が少なく困っている、なんとか協力をとのことで急遽
とりかかったが、時間的余裕が無く十分考察が出来なく
史料紹介になってしまった。また別の機会にじっくり考
察したい。